

第22号様式（第15条の2関係）

（表面）

認 定 申 請 書					
建 築 基 準 法 東 京 都 建 築 安 全 条 例 第 条 第 項 第 号の規定により 平成15年国土交通省告示第303号 認定を受けたいので、下記のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。					
年 月 日					
東京都知事 殿		申請者 住 所 氏 名 電 話 () [法人にあつては、その事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名]			
記					
(1) 建築主の住所及び氏名	電話 ()				
(2) 代理者の住所及び氏名	電話 ()				
(3) 敷地の地名 地番					
(4) 地域・地区					
(5) 建築物の主要用途		(6) 建築物の数	棟	(7) 最高の高さ	m
	申請部分	申請以外の部分	合 計	(11)敷地面積に対する割合	(12)敷地面積に対する割合の限度
(8) 敷地面積	m ²	m ²	m ²		
(9) 建築面積	m ²	m ²	m ²	%	%
(10) 延べ面積	m ²	m ²	m ²	%	%
	①	()	()		
	②	()	()		
	③	()	()		
	④	()	()		
	⑤	()	()		
	⑥	()	()		
	⑦	()	()		
	⑧	()	()		
	⑨	()	()		
	⑩	()	()		
	⑪	()	()		
	⑫	()	()		
(13) 備考					
※受付欄	都	区 役 所 建築指導事務所	支	庁	※認定番号欄
					年 月 日 第 号

（裏面）

- （注意）
- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 2 (4)欄は、当該地域又は地区における建蔽率及び容積率も記入してください。
また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建蔽率及び容積率を記入してください。
 - 3 (10)欄は、①から⑩までを含めた建築物全体の床面積を記入してください。
()内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。
 - ① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
 - ② エレベーターの昇降路の部分
 - ③ 共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分
 - ④ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分
 - ⑤ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分
 - ⑥ 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分
 - ⑦ 自家発電設備を設ける部分
 - ⑧ 貯水槽を設ける部分
 - ⑨ 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分
 - ⑩ 住宅の用途に供する部分
 - ⑪ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
 - 4 (10)欄⑫は、容積率の算定の基礎となる延べ面積（各階の床面積の合計から①に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、②及び③に記入した床面積並びにアからカまでに記入した床面積（これらの面積が、次の④から⑨までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積）を記入してください。
 - ア 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分 5分の1
 - イ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1
 - ウ 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分 50分の1
 - エ 自家発電設備を設ける部分 100分の1
 - オ 貯水槽を設ける部分 100分の1
 - カ 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分 100分の1

（日本産業規格A列4番）